

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第54号
事故等種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成27年5月4日 11時30分ごろ
発生場所	東京都江戸川区西瑞江の新中川に架かる新今井橋の橋脚 相之川四等三角点から真方位296°650m付近 （概位 北緯35°40.98′ 東経139°53.17′）
事故等調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <sup>グレッツェ</sup> Gretsch、5トン未満（長さ6.79m）
船舶番号、船舶所有者等	230-18132東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船首に破損 橋脚 なし 係留中の屋形船 外板に亀裂
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、新中川を上流の係留場所に向けて北進していた。 船長は、本船の船尾に座り、左手で船外機のスロットを握って操船していたところ、平成27年5月4日11時30分ごろ新今井橋の橋脚に衝突した。 本船は、橋脚に衝突した後、付近に係留中の屋形船に接触した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3 水象：川面 平穏
その他の事項	船長は、新今井橋の手前で、2本の橋脚を確認し、橋脚から約10m離すつもりで航行していたが、川岸の景色を見るなど、よそ見をしていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、新中川を北進中、船長が、川岸の景色を見ていて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、新今井橋の橋脚に衝突し、その後付近に係留中の屋形船に接触したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、新中川を北進中、船長が、川岸の景色を見ていて前方の見張りを適切に行っていなかったため、新今井橋の橋脚に衝

	突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 河川を航行する場合は、船舶や橋脚の位置、可航幅などに注意して航行すること。</li></ul>